

2026年8月28日

株式会社京葉銀行

令和8年8月千葉豪雨被災者向けマイカーローン金利優遇の開始について

このたびの令和8年8月千葉豪雨により被災された皆さまにおかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

株式会社京葉銀行（頭取 藤田 剛）は、令和8年8月千葉豪雨により被災されたお客さまを支援するため、2026年8月28日（金）より、下記の金利優遇を開始いたします。

記

商品名	マイカーローン
対象となる お客さま	令和8年8月千葉豪雨により被害を受けた個人のお客さま ※ご利用に際しては、以下の書類をご提出いただきます。 ・被災した車両の車検証 ・自治体が発行する自動車の被災証明書 なお、市町村から被災証明書が取得できない場合は、「ディーラーや修理業者等が発行する被災による破損等を証する資料」「保険会社が発行する被災による保険適用資料」「車の全体、被災箇所、ナンバープレートがわかる写真」等でも代用できます。 ・その他マイカーローン申込時の必要書類
お使いみち	・自家用車および自動二輪車（営業用は除く）購入資本金、修理資金 ・他金融機関の既存自動車ローン借換え資金で保証会社が認めたもののうちご返済に遅れないもの
ご融資金額	10万円以上1,000万円まで
ご融資期間	10年以内（1ヵ月単位。6ヵ月以内の元金据置期間を含みます）
ご融資利率	店頭表示金利より年▲0.20%（変動金利） ご融資金額 ・900万円～1,000万円：1.20%～3.40% ・500万円～899万円：2.25%～3.40% ・10万円～499万円：2.55%～4.00%
保証会社	株式会社オリエントコーポレーション
担保	無担保
お取扱期間	2026年8月28日（金）から2027年3月31日（水） 申込受付分まで
備考	優遇金利の適用には Web 完結契約のご利用が必要になります。 店頭申込や店頭契約をご利用の場合、利率が異なりますのでご注意ください。

※お申し込みに際しては、当行所定の審査がございます。審査結果によってはご希望に添えかねる場合もありますので、ご了承ください。

以 上